平成23年6月6日

資料 2

都道府県センターと商工会の 連携の在り方について

事業仕分けによる指摘について

1. 行政事業レビュー公開プロセス(平成22年6月10日)

くとりまとめコメントの概要>

○相談事業のうち、融資等・経営一般については、商工会・商工会議所に、衛生については保健所による規制・監視に整理した上で廃止。生衛業に対する国の支援のあり方は、他事業を含めて抜本的に見直し。(他で不可能。かつ必要不可欠なものに極めて限定的に。)

2. 行政刷新会議事業仕分け第3弾(平成22年11月15日)

<評価者のコメント>

〇行政事業レビューで議論された内容が全く反映されていない。その時には、相談業務も1 週間に数件程度であり、プロパーの職員を雇用して行うほどの需要があるのか、商工会や 県の他の組織でできることではないのか、という指摘もなされたが、それらを検討したのか疑 問。

<とりまとめコメント>

○一旦と申し上げたが、評価基準や、国と県、**商工会の機能分担も含めて改革案を検討** していただいて、事業内容を見直した上で要求していただきたい。

生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書 (平成22年12月24日公表)(抄)<都道府県センター部分①>

改革の基本的方向性(都道府県センター部分)

我が国の生衛業が本来有する成長力を発揮し、国民生活の安心と希望を確保するため、今後、 以下の基本的考え方に沿って改革を強力に進めるべきである。

- 〇行政刷新会議事業仕分けの評価結果を踏まえ、概算要求の内容については、評価基準や 国と県、商工会の機能分担も含めた改革案を検討し、事業内容を抜本的に見直すことが必 要である。
- ○都道府県センターにおいて、より効果的な経営指導員による相談指導が実施されるよう評価を実施し、評価結果に応じた人件費補助額の配分が必要である。

改革の具体的方策

- 〇消費者保護、後継者育成支援への対応強化
 - ・消費者保護に対する相談支援を効果的に実施する仕組みを強化するなど、充実を図るべき
 - ・後継者育成支援事業での取り組みを更に促進すべき
 - ・地域の商工会など各種支援機関との連携策についても検討すべき
- ○総合調整機能の強化
 - ・高度かつ専門的な知恵、ノウハウ、ネットワークにより個々の事業者の強みを活かすことのできる総合調整機能(ハブ機能)の役割を都道府県センターが果たしていくことが重要
 - ・ITを有効に利活用した経営を実践できるよう、必要な支援を積極的に行うことが望まれる

生活衛生関係営業の振興に関する検討会第1次報告書 (平成22年12月24日公表)(抄)<都道府県センター部分②>

〇都道府県センターの経営指導員の適材適所な配置が徹底されるよう、都道府県に要請

- ・経営戦略や資金調達(融資)等の経営課題について、マーケティング、法務・財務・税務等の専門的見地からきめ細かくサポートできる知識・経験を有する者を配置すべき
- ・都道府県OBの斡旋ではなく、公募方式を導入し、業務についての専門知識、業務経験を 公平・公正に評価した採用を実施すべき

具体的な補助金の改革

〇事業の効率化

- ・後継者育成支援事業については現場に近い都道府県センターが地域の実情に応じて柔軟に実施できるよう、都道府県センター事業に転換すべきである。その際は、地方公共団体に応分の負担を求めるべきである
- ・相談指導事業は、弁護士・税理士等の専門相談指導を除き経費を削減し、国の補助対象は 事業評価に結びつく相談指導に重点化すべきである
- ・その他の事業については、評価基準に沿った評価を実施し、効果が見える事業に重点化すべきで ある
- ・役割を終えた活性化事業(まちおこし推進事業等)は廃止し、都道府県センターが地域の実情に 応じて実施する事業については、事業評価の仕組みを取り入れて実施すべきである。
- 人件費の効率化を図るべきである